

議案第38号	三田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人事課	人事院規則の改正に伴い、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内容	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律 ・ 地方公務員法 ・ 人事院規則 26-0 <p>【改正内容】</p> <p>配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について、要件を整理するため、条例を整備するもの。</p> <p>特別な事情： 外国での勤務が休業期間満了後も引き続くこととなり、その引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情</p> <p>【施行期日】</p> <p>平成29年4月1日</p>